



平成 25 年 12 月 9 日

各 位

株式会社リアルビジョン
代表取締役社長 池畑 勝治
(コード番号 6786 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 斉藤 順市
(電話 045-473-7331)

第三者割当による新株式発行及び第 1 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 9 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により新株式（以下、「本新株式」という。）の発行及び第 1 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を、発行（併せて以下、「本資金調達」という。）することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件については、平成 25 年 12 月 6 日開催の取締役会において決議しましたが、本件に関わる有価証券届出書の届出の手續に不備があったため、同日開催の取締役会において取下げを決議し、平成 25 年 12 月 9 日に取下げを実施しました。本日、改めて本件について決議し、お知らせするものです。

記

I. 第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行

1. 募集の概要

(1) 新株式発行の概要

(1) 申込期間	平成 25 年 12 月 25 日
(2) 発行新株式数	普通株式 10,940 株
(3) 発行価額	1 株につき 21,000 円
(4) 調達資金の額	229,740,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき 10,500 円
(6) 資本組入額の総額	114,870,000 円
(7) 払込期日	平成 25 年 12 月 25 日
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による 株式会社インター 2,380 株 TYインキュベーション合同会社 2,380 株 株式会社フードアドレス 2,380 株 清水 和彦 2,380 株 N.D.C INVESTMENT PTE. LTD. 1,420 株
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

(2) 新株予約権発行の概要

(1) 割当日	平成 25 年 12 月 25 日
(2) 新株予約権の総数	3,330 個
(3) 発行価額	1 個につき 270 円
(4) 当該発行による潜在株式数	3,330 株
(5) 調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	70,829,100 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 899,100 円 新株予約権の行使による調達額: 69,930,000 円
(6) 行使価額	21,000 円
(7) 行使期間	平成 25 年 12 月 25 日から平成 27 年 12 月 24 日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. 3,330 個
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、グラフィックス関連事業、組込ソリューション関連事業を主業務としており、グラフィックス関連事業において医用及び航空管制等の特定用途向けの産業用グラフィックス事業に経営資源を集中するとともに、当面の多様な組込機器への事業展開、さらに、将来的に予想される組込機器のネットワーク化等システム全体の顧客ニーズへの対応を図るため、組込ソリューション関連事業を当社グループの新たな事業領域として展開しております。

しかしながら、当社グループは、平成 14 年 3 月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第 2 四半期連結累計期間においても四半期純損失 111,990 千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

このように収益の改善への取り組みが急務とされる状況下、当社は、早期の収益基盤の確立と更なる事業規模の拡大を図るため、参入障壁の高いビジネス基盤と人材派遣事業を中心に安定した収益基盤を有する株式会社上武（以下「上武」という。）の全株式を取得し連結子会社化することといたしました。

上武の前身会社である株式会社ヒロコーポレーション（平成 24 年 11 月 1 日付けで株式会社上武より商号変更、以下「旧上武」という。）は、昭和 53 年に日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社、NTT）の出身者により、法人向けの電話設備の PBX（構内交換機）の販売・工事を目的として設立され、その後、主要顧客である NTT グループに対してシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業及びデータ消去並びにそれらに付随する OA 機器やパソコンの販売事業を中心とする IT システムの開発会社として業容を拡大してまいりました。

しかしながら、これら中核事業以外の事業領域の拡大を目指し、LED 事業、水事業、防弾商材販売事業等の新規事業を急激に拡大したため、多額の投資とそれに伴う多額の借入れが資金繰りの悪化を招き、これにより平成 24 年 3 月 30 日に民事再生手続開始の申立を行い、平成 24 年 4 月 9 日に民事再生手続開始の決定を受けました。

その後、平成 24 年 5 月 25 日付けで株式会社シスウェーブホールディングス（以下「シスウェーブ HD」という。）との間で、シスウェーブ HD が事業再生を目的した支援スポンサー企業となる基本合意契約を締結し、シスウェーブ HD が設立した株式会社上武支援準備会社（以下「上武支援準備会社」という。）と平成 24 年 7 月 26 日付けで事業譲渡契約を締結しました。

そして、平成 24 年 11 月 1 日付けで上武支援準備会社は、旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する事業譲受を完了し、株式会社上武支援準備会社は株式会社上武に商号変更をしました。

上武は、前述のように主要顧客である NTT グループを中心にシステムエンジニアリングに関する人材派遣事業、データ消去並びにそれらに付随する OA 機器やパソコンの販売事業及びシステム開発事業を営み、長年にわたって培った信用力、業務ノウハウにより参入障壁の高いビジネス基盤と人材派遣事業を中心とした安定した収益基盤を有しております。事業の構成比率は、現在、①人材派遣事業（80%）、②エコ・ロジ事業（15%）、③システム開発事業（5%）で推移しております。なお、③のシステム開発事業につきましては、営業体制の不備等により、後述の当社子会社である株式会社ソアーシステム（以下、「ソアー社」という。）の協力を受け、適正な事業運営により全体売上に貢献できるシステム開発体制の構築を行っております。

当社は、平成 24 年 11 月にシスウェーブ HD より、組込ソリューション事業を営むソアー社の全株式を取得し子会社化いたしました。ソアー社は、様々な顧客ニーズを通じて確立したハードウェア・ソフトウェアの協調設計技術を有し、プリンタ、通信機器等の組込システム、各種業務システム等の受託開発、ポータル WEB サイト構築、サーバ/クライアントシステムの制御ソフトの開発、環境構築及び運用保守等の事業を展開しております。

システムエンジニアリングとシステム開発の分野において上武とソアー社は長年にわたり様々な業務システムの開発実績があり、ソフトウェア開発におけるその技術力は高く、両社が協調し顧客の高いニーズにきめ細かく対応することで、より多くの顧客の獲得が可能になり、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できます。また、具体的かつ現実的な状況として、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業、運用ドライバソフト販売において、既に取引がある主要顧客より新たなシステム開発及び、一部システム改良の相談等を受ける事がありますが、現在進行中の開発プロダクトへの人材配置で既に人員不足であり、新規プロダクトへの人材投入の問題があります。特に航空管制のプロダクトは、機密性が高く外部への委託に制限があることから、受注に対する機会損失が起きている現実があります。そのような状況化で新たなソリューションの提供と提案を安定的に行うためには、早期に開発環境の構

策が必要であります。そこで、開発に関する人員確保が急務であり検討した結果、まず、自社で開発人材を直接雇用した場合の問題点としまして、次のようなことが予測されます。開発案件またはプロダクトにより期間、工数、開発場所が異なるため、閑散期における余剰人員の発生による固定費の増加が懸念されます。次に、受注後外部委託による方法も検討しましたが、上述のとおり開発期間、規模、機密性、工数等により都度外部委託する事は、予定外の問題が発生した時の対応、費用負担等の問題が多く、また、外部委託に制限のあるプロダクトもあることから現実的ではないと判断しました。結果として、上武を連結子会社化することで、同社のシステム開発事業部門の活用ができ、機密性の高い案件もソア一社を含む子会社との協業であれば契約における制限も受けることなく受注でき、当社とソア一社及び上武が連携することで、新たな開発体制の下での製品開発及び受託案件への対応が可能になると共に、上武の有する参入障壁の高いビジネス基盤と人材派遣事業を中心とした安定した収益基盤をグループとして活用することにより、業容の拡大並びに業績の改善を図れるものと考えております。

以上により、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待されることから、当社はシスウェーブ HD の 100%子会社で同社グループにおいてシステム開発事業及び人材派遣事業を担う上武の全株式を取得し連結子会社化することといたしました。

当該株式の取得価額の検討に際しては、当社は、その公正性及び妥当性を確保するため、シスウェーブ HD から紹介を受けた第三者算定機関である株式会社東朋 F A（東京都文京区湯島 代表取締役 増田昌徳 以下「東朋 F A」という。）に算定を依頼し、DCF 方式にて株式価値 281,764 千円～338,657 千円との算定結果を加味したうえで、当社とシスウェーブ HD が協議し、取得価額を 300,000 千円に決定いたしました。当該取得価額にかかる算定の詳細については、本日開示の「子会社の異動（株式の取得）に関するお知らせ」をご参照下さい。

なお、平成 24 年 11 月 1 日付けでシスウェーブ HD の子会社である上武支援準備会社は、旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する主要事業を 85,345 千円で譲受しております。当社はシスウェーブ HD より上武支援準備会社が旧上武の事業を譲受した際に第三者算定機関が行った株式価値算定書の写しの提示を受け、その結果を検討いたしました。当社は当該事業譲受金額 85,345 千円が NTT グループ等の主要顧客が取引を停止し、また従業員が退職するなどの悪影響が生じる現実的な可能性が存在することを前提とする民事再生申請後間もない特殊環境下での株式価値算定による金額であると株式価値算定書の内容から判断いたしました。また、当社は上武代表取締役である渋谷悟史氏との面談も行っており、中期計画の確認と今後の事業展開につきヒアリングを実施しております。

上武より提出された中期計画につき、その実現性と妥当性、取引先との関係性を客観的かつ慎重に検討いたしました。当該中期計画は、民事再生申請後間もない事業価値算定結果の前提となった事業計画（平成 25 年 4 月期：売上高 770,449 千円、営業利益 24,020 千円）と比較し、民事再生申請前と比べ売上高は若干減少しているものの、売上高の約 80%を占める人材派遣事業を中心に堅調に推移していること、今期上期実績についても売上実績 294,000 千円、達成率 105%と予算に対し 14,000 千円の増収、営業利益 600 千円が確認され、通期営業利益についても、38,000 千円の計上が見込まれていることから、当該中期計画は、平成 26 年 3 月期以降黒字化が見込め、特殊環境下からの脱却により、平成 26 年 3 月以降、大幅な増益が計画されております（平成 26 年 3 月期：売上高 717,212 千円、営業利益 36,449 千円 平成 27 年 3 月期：売上高 713,955 千円、営業利益 42,871 千円 平成 28 年 3 月期：売上高 736,384 千円、営業利益 56,400 千円）。当社は上記状況を踏まえ、上武より提出された中期計画は達成可能であると判断いたしました。

上記のとおり、平成 24 年 11 月 1 日付にて、シスウェーブ HD 社の子会社である上武支援準備会社が旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する主要事業を 85,345 千円で譲受けした際の前提となった事業計画と、特殊環境下を脱却した現在の中期計画との間には、数値上大きな差異があり、その結果、平成 24 年 11 月 1 日付にてシスウェーブ HD の子会社である上武支援準備会社が事業譲受を行った際の事業譲受金額 85,345 千円と今回の取得価額 300,000 千円との間に差異が発生していると判断しております。また、昨年の民事再生以降も主要取引先である NTT グループと取引があることも確認しており、昭和 53 年の創業以来長年培ってきた NTT グループに対する実績と信用が民事再生後も変わらず継続していることは、数値化できない定性面の評価として極めて重要な意味を持つものと判断いたしました。以上により、当社は、上述の東朋 F A による上武株式価値算定も含め、総合的に勘案した結果、取得価額である 300,000 千円は妥当であると判断いたしました。

当社は、平成 25 年 4 月 8 日及び平成 25 年 4 月 10 日に関係会社であるシスウェーブ HD に対し、353,000 千円（内訳 金銭消費貸借契約締結日：平成 25 年 4 月 8 日 返済期日：平成 26 年 4 月 8 日 金額：310,000 千円 利率：1.15%及び金銭消費貸借契約締結日：平成 25 年 4 月 10 日 返済期日：平成 26 年 4 月 10 日 金額：43,000 千円 利率：1.15%）の貸付を行っており、平成 25 年 11 月末現在の当該貸付金の残高は、333,000 千円であります。

当該貸付金については、平成 25 年 3 月中旬にシスウェーブ HD より、同社は新規事業の展開に伴う多額の資金需要があり手元資金が不足している状況にあることで、間接金融での資金調達による金利負担の増加を回避することを目的として、資金の貸付の要請が関係会社である当社にありました。

当社は、シスウェーブ HD からの資金貸付の要請について検討を行った結果、平成 25 年 3 月中旬当時、当時の当社事業計画において、大規模な資金投下を要する自社による新規の製品開発をする計画はなく、当座預金で管理していた現預金約 450,000 千円のうち 353,000 千円を関係会社に貸付けることで年間約 4,000 千円の利息収益が見込め、資金の有効活用が図られること、貸付先が当社の関係会社であり、平成 25 年 3 月の貸付当時シスウェーブ HD は大阪証券取引所（現東京証券取引所）JASDAQ 市場に上場しており、債権の保全性も高いと判断したことから、シスウェーブ HD に対する資金貸付は有効であると判断し、シスウェーブ HD からの要請を応諾いたしました。

これを受け、当社は、平成 25 年 3 月 29 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 3 月 29 日時点における現預金 451,479 千円のうち 353,000 千円をシスウェーブ HD に対し貸し付けることを決議し、同日シスウェーブ HD との間で 353,000 千円に係る金銭消費貸借契約を締結いたしました。しかし、その後、当該決議の審議にシスウェーブ HD の代表取締役を兼務し当社の特別利害関係人に該当する宮嶋取締役が参加していたことから、当社顧問弁護士より取締役会

決議の有効性に疑義があるとの指摘があり、一旦シスウェーブHDより貸付金額全額の返済を受け、その後平成25年4月8日及び同10日にそれぞれ金銭消費貸借契約をシスウェーブHDとの間で改めて締結し、353,000千円の貸付を再度行いました。

なお、平成26年4月に期日を迎える当該貸付の全額の返済については、金銭消費貸借契約締結時点だけでなくその後もシスウェーブHDに対して当社の経営会議等により定期的な連絡を行い、契約書通り弁済を履行される旨を当社代表取締役よりシスウェーブHDの代表取締役に口頭にて確認をしております。

当社は、前述の上武株式の取得にあたって、当該取得資金300,000千円的全額をシスウェーブHDに対する貸付金で充当相殺することを検討し、シスウェーブHDに対し上武株式取得資金と当該貸付金の相殺が可能かどうか交渉をいたしました。シスウェーブHDより金銭消費貸借契約書にて付与している返済期日までの期限の利益が存在するとの理由で全額の相殺は応じられないとの回答を得ました。

しかし、逆にシスウェーブHDより上武株式取得資金300,000千円に当該貸付金のうち100,000千円を相殺充当することは可能である旨の提示を受け、当社として当該提示を検討した結果、当社において、後述のとおり、上武株式全株式の取得のための手元流動性資金が明らかに不足しており、それに向けた新たな資金調達を検討せざるを得ない状況にあるなかで、100,000千円の貸付金の相殺充当は当該資金調達額の軽減に繋がることから、シスウェーブHDからの提示を応諾し、シスウェーブHDに対する貸付金100,000千円を上武株式取得資金300,000千円の一部に充当することといたしました。

また、当社の平成24年9月末現在の現預金残高は605,134千円でしたが、その後において、前述の平成24年11月のシスウェーブHDからのソアー社株式取得による子会社化における当該取得代金128,160千円を、ソアー社子会社化と同時にソアー社からの事業資金援助の要請に応じる形でソアー社に対し実施した貸付金122,000千円を、前述の平成25年3月29日実施のシスウェーブHDに対する貸付金353,000千円（その後一旦返還を受け、平成25年4月8日及び同10日に同額の貸付を再度行っております。）をそれぞれ支出しております。

さらに、当期（平成26年3月期）においては、後述の「4. 資金使途の合理性に関する考え方 ②運転資金」に記載のとおり、粗利益率の高い医用画像表示ソフトウェア製品の販売も伸び悩んでいる中で、人件費及び毎月の恒常的な経費の合計である固定費12,000千円～13,000千円、受託開発案件対応のソアー社等への外注費3,000千円～5,000千円の合計15,000千円～18,000千円が毎月発生しているため、シスウェーブHD及びソアー社より貸付金の一部返済があったものの、手元流動性資金の流失が進み、平成25年11月末日現在の現預金残高は23,510千円となっております。

当社はシスウェーブHDに対し353,000千円の貸付を実施した平成25年3月末時点における経営判断として、貸付を実施することにより当社の資金繰りが厳しくなるおそれもあり得ると見込んでおりましたが、その後、粗利率が低い受託開発案件が当期の売上に占める割合が高く、前述の固定費に加え、退職等による人員不足の発生による受託開発案件に係る外注費が増大し、当社の想定を超えた手元資金の減少が顕著になりました。

なお、当社によるシスウェーブHD及びソアー社に対する貸付等の状況は下記の表のとおりであります。

■シスウェーブHDに対する貸付の状況

(単位：千円)

内容	貸付日	返済期日	貸付金額	利率	貸付残高	返済日	返済金額
貸付	平成25年3月29日	平成26年4月1日	353,000	1.15%	353,000	-	-
返済	-	-	-	-	43,000	平成25年4月3日	310,000
返済	-	-	-	-	0	平成25年4月9日	43,000
貸付	平成25年4月8日	平成26年4月8日	310,000	1.15%	310,000	-	-
貸付	平成25年4月10日	平成26年4月10日	43,000	1.15%	353,000	-	-
返済	-	-	-	-	343,000	平成25年10月31日	10,000
返済	-	-	-	-	333,000	平成25年11月29日	10,000

■ソアー社に対する貸付状況

(単位：千円)

内容	貸付日	返済期日	貸付金額	利率	貸付残高	返済日	返済金額
貸付	平成24年11月28日	平成26年4月30日	72,000	1.55%	72,000	-	-
貸付	平成24年11月28日	平成25年3月31日	50,000	1.17%	122,000	-	-
返済	-	-	-	-	118,000	平成24年12月28日	※1 4,000
返済	-	-	-	-	114,000	平成25年1月31日	※1 4,000
返済	-	-	-	-	110,000	平成25年2月28日	※1 4,000
貸付	平成25年3月11日	平成26年3月11日	10,000	1.17%	120,000	-	-
契約変更	平成25年3月28日	平成28年6月30日	60,000	1.55%	120,000	-	-
返済	-	-	-	-	118,500	平成25年3月29日	※2 1,500

契約変更	平成25年4月1日	平成26年3月31日	50,000	1.17%	118,500	-	-
返済	-	-	-	-	117,000	平成25年4月30日	※2 1,500
返済	-	-	-	-	115,500	平成25年5月31日	※2 1,500
返済	-	-	-	-	114,000	平成25年6月28日	※2 1,500
返済	-	-	-	-	112,500	平成25年7月31日	※2 1,500
貸付	平成25年8月20日	平成26年4月30日	20,000	1.17%	132,500	-	-
返済	-	-	-	-	131,000	平成25年8月30日	※2 1,500
返済	-	-	-	-	129,500	平成25年9月30日	※2 1,500
返済	-	-	-	-	128,000	平成25年10月31日	※2 1,500
返済	-	-	-	-	127,000	平成25年10月31日	※3 1,000
返済	-	-	-	-	125,500	平成25年11月29日	※2 1,500
返済	-	-	-	-	124,500	平成25年11月29日	※3 1,000

※1. 返済期日：平成26年4月30日、利率：1.55%の貸付分の返済であります。

2. 平成25年3月28日付で返済条件を変更した（返済期日を2年延長）返済期日：平成28年6月30日、利率：1.55%の貸付分の返済であります。

3. 返済期日：平成26年3月31日、利率：1.17%の貸付分の返済であります。

現在、当社は、粗利益率の高い医用画像表示ソフトウェア製品のバンドル販売による量産化に向けた営業活動を進めておりますが、当該量産化の開始が早くとも来期下期以降となる見込みであり、上述の固定的な費用の発生及び当社とソア一社及び上武の連携による新たな開発体制の下での製品開発に伴う費用の発生も見込まれることから、引き続き、手元流動性資金の流失は避けられない状況であります。

については、上武株式取得資金の残額200,000千円とともに、平成25年12月から平成27年12月までに当社が見込む運転資金280,000千円のうち、来年4月にシスウェーブHDに対する貸付金200,000千円（平成25年11月末現在の貸付金の残高333,000千円から、上武株式取得に相殺により充当した100,000千円及び平成25年12月27日に期限前返済の予定の33,000千円を差引いた残高。）の全額の弁済が契約書通りに履行されることを前提とした運転資金の残額80,000千円に充当する79,869千円をそれぞれ確保し、今後の安定した事業運営と上武を含めた新たな事業展開と業容の拡大に資する新たな資金調達を行うことが不可欠という判断に至りました。

そこで、当社は、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。銀行等の融資による間接金融での資金調達は、当社は担保となる資産等を有していないこと及び当社の業績・財務状況から事実上困難であり、また、有利子負債の増加は財務体質の健全性の観点から今回とりうる手段ではないものと判断いたしました。直接金融による資金調達について、公募増資は、現状の株式市場、当社の業績、財政状態、株価動向、株式流動性等から判断すると、現実的でなく、さらに、株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮いたしますと、不適であると判断いたしました。上記検討を踏まえ、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を組み合わせた資金調達が、最適な選択肢であると考えております。また、新株予約権の発行による資金調達の併用を選択いたしましたのは、新株予約権の割当予定先であるNDC INVESTMENT Pte. Ltd.の全額新株式による引受は難しいとしながらも、随時行使することができる新株予約権の割合を高くした引受であれば、引受けが可能であるという割当予定先の意向を踏まえ、当社としても新株予約権の行使が、株価が上昇した場合にのみ段階的に実施され、一度に大量の新株を発行しないため、新株発行による既存株式の希薄化が軽減される点で優位性があると判断したことによります。

本第三者割当による資金調達により株式の希薄化が生じることになりますが、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待され、当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、前述の募集の目的を前提とした本新株式の発行及び本新株予約権の発行を組み合わせた本資金調達を行うことといたしました。

連結子会社化する株式会社上武と株式取得の相手先である株式会社シスウェーブホールディングスの概要は以下の通りです。

株式会社上武の概要

(平成25年12月9日現在)

① 名 称	株式会社上武
② 所 在 地	東京都千代田区二番町4-3 二番町カシュービル
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渋谷 悟史
④ 事 業 内 容	業務アプリケーションシステム構築・顧客データベースシステム構築、人材派遣事業、パソコンデータ消去・リサイクル事業、人材派遣事業、各種業務支援事業
⑤ 資 本 金	4,250万円

⑥ 設 立 年 月 日	2012年(平成24年)7月2日 ※平成24年11月1日付けで、株式会社ヒロコーポレーション(平成24年11月1日付けで株式会社上武より商号変更)より事業譲受けが完了したことにより、株式会社上武支援準備会社より株式会社上武に商号変更しております。	
⑦ 大株主及び持株比率	株式会社シスウェーブホールディングス 100%	
⑧ 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	当社の取締役1名(池畑 勝治)及び監査役1名(益田 康雄)が当該会社の役員を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
⑨ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:千円)		
	決算期	平成25年3月期
	純 資 産	72,464
	総 資 産	173,251
	1株当たり純資産(円)	42,625円98銭
	売 上 高	258,825
	営 業 利 益	△8,613
	経 常 利 益	△9,133
	当 期 純 利 益	△12,512
	1株当たり当期純利益(円)	△7,360円31銭
	1株当たり配当金(円)	-

- (注) 1. 事業譲受日が平成24年11月1日のため、平成25年3月期のみ記載しております。また、平成25年3月期の経営成績は、事業譲受日後の平成24年11月1日～平成25年3月31日の数値であります。
2. 株式会社上武は、平成24年11月1日付コンサルティング契約書に基づきシスウェーブHDに対して、経営指導料として平成24年11月に3,000千円、同年12月に3,000千円、平成25年10月に1,500千円、同年11月に1,500千円を支払い同年12月については1,500千円を日割りにて支払う予定であります。なお、平成25年1月～平成25年9月までは、経営指導料を支払っておらず、これは、上武の財務状況を考慮し同期間について上武はシスウェーブHDに対し経営指導料は支払っておりません。また、上武はシスウェーブHDに対する経営指導にかかる未払金等の債務は一切有しておらず、当社が上武を子会社化した後において、上武によるシスウェーブHDに対する経営指導料は一切発生いたしません。

株式会社シスウェーブホールディングスの概要

(平成25年12月9日現在)

① 名 称	株式会社シスウェーブホールディングス	
② 所 在 地	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮嶋 淳	
④ 事 業 内 容	テストソリューション事業、システム開発事業、人材派遣事業	
⑤ 資 本 金	13億3,727万円 (平成25年9月30日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	1970年(昭和45年)12月4日	
⑦ 連 結 純 資 産	20億2,832万円(平成25年9月30日現在)	
⑧ 連 結 総 資 産	26億9,056万円(平成25年9月30日現在)	
⑨ 大株主及び持株比率 (平成25年9月30日現在)	MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS 11.86%、日本証券金融(株) 4.44%、村上 貴子 3.86%、沼田 英也 3.03%、鈴木 博 2.09%、佐藤 満 1.98%、鈴木 宗宏 1.95%、合同会社ユーキーズマネジメント 1.79%、岡部 怜仁 1.68%、丸谷商事(株) 1.64%	
⑩ 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当該会社は当社の株式を15,820株(持分比率32.16%)を直接保有する筆頭株主であります。
	人 的 関 係	当社の取締役2名(池畑 勝治、宮嶋 淳)及び監査役2名(益田 康雄、鼓 昭雄)が当該会社の役員を兼務しております。

取引関係	当社と当該会社との間には、当社を貸主、当該会社を借主とする金銭消費貸借契約を締結（内訳 金銭消費貸借契約書締結日：平成25年4月8日 返済期日：平成26年4月8日 金額：310,000千円 利率：1.15%及び金銭消費貸借契約書締結日：平成25年4月10日 返済期日：平成26年4月10日 金額：43,000千円 利率：1.15%）しております。なお、平成25年11月末時点での当該貸付金の残高は、333,000千円であります。
関連当事者への該当状況	当該会社は当社の主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社であるため、関連当事者に該当いたします。

(注) 当該会社は、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q市場（スタンダード）に上場しております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①払込金額の総額 (内訳)	300百万円
新株式の発行による調達額	229百万円
新株予約権の発行による調達額	70百万円
②発行諸費用の概算額 (主な内訳)	21百万円
ファイナンシャル・アドバイザー費用	15百万円
弁護士費用	2百万円
登記費用等その他費用	2百万円
反社会的勢力との関連性調査費用	1百万円
新株予約権価格算定費用	1百万円
③差引手取概算額	279百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

3. ファイナンシャル・アドバイザー費用は、株式会社ADCC-FAS（東京都品川区上大崎 代表取締役 星野智之）に対するものであり、新株式発行による調達額及び新株予約権行使額の5%相当額となっております。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額（千円）	支出予定時期
① 上武株式取得代金 (新株式発行により調達する資金を充当)	200,000	平成25年12月
② 運転資金 (新株式発行により調達する資金のうち①の資金用途に充当した金額を除く残額及び新株予約権の行使により調達する資金を必要に応じて機動的に充当)	79,869	平成25年12月～ 平成27年12月

4. 資金用途の合理性に関する考え方

①上武株式取得代金

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらし、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待されます。

②運転資金

当社の平成25年9月末時点の現預金残高は26,358千円、また、当社の筆頭株主であるシスウェブHDに対する関係会社短期貸付金残高は353,000千円であります。当該関係会社短期貸付金については、平成25年11月末までに20,000千円が返済され、また、100,000千円を上記①上武株式取得代金に充当する予定であります。当社は、当期（平成26年3月期）末までの人件費として月額7,000千円、毎月の恒常的な経費（事務所家賃、顧問弁護士、会計士等への顧問報酬、証券代行機関等への支払）として月額5,000千円から6,000千円、受注案件に係る開発委託の外注費等として月額3,000千円から5,000千円、これらの合計支払額として毎月15,000千円から18,000千円を見込んでおります。また、当社は受託開発案件の売上高の比重が高く、相手先の予算消化との関連等により売上高の計上が期末に偏る傾向があり、売掛金の入金が増月以降となることから、当期末の現預金残高は23,000千円を見込んでおります。（当資金調達のうち新株式の発行の調達による収入213,840千円及び上武株式取得による支出300,000千円を含んでおります。なお、上武株式取得後、同社への貸付の予定はございません。）

現在、粗利益率の高い医用画像表示ソフトウェア製品のバンドル販売による量産化に向けた営業活動を進めておりますが、当該量産化の開始が早くとも来期下期以降となる見込みであり、上述の固定的な費用の発生及び当社とソア一社及び上武の連携による新たな開発体制の下での製品開発に伴う費用の発生も見込まれることから、引き続き、手元流動性資金の流出は避けられない状況であります。

今後も業務効率の改善等によりコスト削減を図ってまいります。また、来期以降も業績の急激な回復は難しい状況にあり、手元流動性資金の減少は今後の安定した事業運営及び上武を含めた新たな事業展開と業容の拡大に支障を及ぼす恐れがあることから、平成26年4月に返済される前述のシスウェーブHDへの貸付金の残高200,000千円（平成25年11月末現在の貸付金の残高333,000千円から、上武株式取得の際に相殺により充当した100,000千円及び平成25年12月27日に期限前返済の予定の33,000千円を差引いた残高。）と共に本資金調達により調達した79,869千円を平成25年12月～平成27年12月における人件費、外注費等の運転資金に充当する予定であります。

上記の資金使途①及び②は、当社の企業価値及び株主価値の中長期的な向上に資するものであり、また、当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、本資金調達の資金使途には十分な合理性があるものと当社では判断しております。

5. 発行条件の合理性

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的な内容

①新株式

当社は本資金調達の割当予定先の選定にあたり、平成25年10月15日に財務アドバイザーとして、株式会社A D C C—F A Sとファイナンシャル・アドバイザー契約を締結し、平成25年10月31日にN. D. C INVESTMENT PTE. LTD.及び清水和彦氏、平成25年11月5日に株式会社インター、平成25年11月8日にTYインキュベーション合同会社及び株式会社フードアドレスの紹介を受け、本資金調達の交渉を行ってまいりました。

当該交渉において、平成25年8月から10月にかけて当社の株価が19,000～23,000円前後で推移していたこと、同年10月の1ヶ月間の終値の平均値は21,242円、同年8月～10月の3ヶ月間の終値の平均値は20,589円であったことから、本新株式の発行価額について21,000円を前提に各割当予定先と協議してまいりました。

その後も、当社は平成25年11月1日に第2四半期決算を公表し、公表後に形成された平成25年11月における当社の株価は20,500～22,000円前後で推移し、同年11月の1ヶ月間の終値の平均値は21,375円であったことから、引き続き、本新株式の発行価額については21,000円を前提としておりましたが、当社の株価が適時開示等その他のリリースの公表がない中で、取締役会決議日の直前営業日の属する週（同年12月2日から取締役会決議日の直前営業日12月6日）までの間に8.51%上昇し、売買高については、取締役会決議日の直前営業日の属する週の前週（同年11月25日から11月29日）の1営業日あたりの平均売買高145株及び取締役会決議日の属する月の前月（同年11月）の1営業日あたりの平均売買高143株に対し、取締役会決議日の直前営業日の属する週（同年12月2日から取締役会決議日の直前営業日12月6日）の1営業日あたりの平均売買高は1,283株と急激に増加いたしました。

しかしながら、本新株式の発行価額について21,000円で協議を重ねてきた割当予定先との間で、その11.10%割増しの株価である取締役会決議日の直前営業日（平成25年12月6日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値である23,330円の発行価額で了解をいただくことは、難しい状況であります。

発行価額の交渉により了解を得られない場合は、本資金調達の時点で資金調達を行うことが不可能となり、その結果、前述の上武の株式を取得し連結子会社化することについても延期もしくは中止されることになり、早期の収益基盤の確立と更なる事業規模の拡大を図る施策の実行ができず、当社の企業価値及び株主価値にも影響を与えるおそれがあります。

本新株式の発行価額は、本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年12月6日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値23,330円を基準に、これに対して9.99%のディスカウントを加えた21,000円といたしました。

当該発行価額は、本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日（平成25年12月6日）の終値23,330円に対するディスカウント率は9.99%、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値21,809円に対するディスカウント率は3.71%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均値21,464円に対するディスカウント率は2.16%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均値20,400円に対するプレミアム率は2.94%となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として採用いたしましたのは、第2四半期決算や業績予想等、当社業績に係る公表後に形成された株価であり、直近の市場価格として、当社の現状の企業価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

また、当社監査役会3名全員（社外監査役2名）から、本新株式の発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な値である本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日の株価を基準として決定し、且つ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

②新株予約権

本新株予約権の発行価額270円は、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷 代表取締役 山本剛史）に算定を依頼した上で決定しております。

なお、同社は、本新株予約権の算定において、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

第三者算定機関による算定の結果として、基準となる当社株価23,330円（平成25年12月6日の終値）、権利行使価格21,000円、ボラティリティ53.37%（平成23年11月から平成25年11月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.084%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0.00%、取得

条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき269.55円との結果を得ております。

上記、算定結果を参考に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を270円といたします。

なお、割当先の権利行使については、権利行使の方針は、基本的には、株価が権利行使価格を上回っている状況において、市場の公正性・健全性が損なわれない範囲内にて権利行使を行う旨の説明を口頭にて受けておりますが、その権利行使の時期が割当先の判断に依拠され、権利行使期間内における明確な権利行使の時期についての想定することが困難であるため、算定における条件としましては、行使期間最終日（2年後または取得条項発動14日後）に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

また、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト4.83%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた58.51%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額21,000円に代替資金調達コスト分12,287円を加えた33,287円としております。なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとするとより有利な代替資金調達方法を採用することができないため既存株主の権利を毀損することになります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の算定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。また、株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価33,287円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が30,524円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日あたり42株（直近1年間の日次売買高の平均値である210株の20%小数点第一位を切上）ずつ売却できる前提を置いております。

なお、行使価額21,000円は、本第三者割当てに係る取締役会決議日の直前営業日の終値に対しては9.99%のディスカウント、取締役会決議直前営業日までの最近1か月平均21,809円に対しては3.71%のディスカウント、直前営業日までの最近3か月平均21,464円に対しては2.16%のディスカウント、直前営業日までの最近6か月平均20,400円に対しては2.94%のプレミアムであります。

本新株予約権の行使価額については、割当予定先と協議の上、前述の新株式の発行価額と同様に本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年12月6日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値23,330円を基準に、これに対して9.99%のディスカウントを加えた21,000円といたしました。

上記のとおり、本新株予約権に取得条項が付されていることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日直前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が1,600.36円程度高く評価されております。

また、本件第三者割当てによる新株予約権の発行価額につきましては、当社監査役会3名全員（社外監査役2名）から、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関により算定されており、その評価算定結果や本新株予約権の発行条件、その他本新株予約権の価値に影響を与える諸条件に鑑みて、その条件設定に特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたことと疑わせる事情は認められない。そして、本新株予約権の発行価額は1株当たり270円とされており、これはエースターコンサルティングの算定して新株予約権の公正評価額269.55円を上回っていることから「特に有利な金額」には該当しないと考えられることから、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当てによる本新株式による新株式発行数10,940株及び本新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に対する議決権数は14,270個となります。よって、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数49,187株の29.01%、総議決権数は49,186個の29.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになります。

当社グループは、グラフィックス関連事業、組込ソリューション関連事業を主業務としており、グラフィックス関連事業において医療機器、航空管制等の産業用グラフィックス事業に経営資源を集中するとともに、当面の多様な組込機器への事業展開、さらに、将来的に予想される組込機器のネットワーク化等システム全体の顧客ニーズへの対応を図るため、組込ソリューション関連事業を当社グループの新たな事業領域として展開しております。

しかしながら、当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても四半期純損失111,990千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

今般、連結子会社化するシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業等を営み長年にわたって培った信用力、業務ノウハウにより参入障壁の高いビジネス基盤を持つ上武と平成24年11月連結子会社化した

様々な顧客ニーズを通じて確立したハードウェア・ソフトウェアの協調設計技術を有するソア社は、システムエンジニアリングとシステム開発の分野において技術的親和性及びシナジー効果は高く、高い技術力とビジネス基盤を有する両社の協業により、上武の主要顧客である NTT グループをはじめとした顧客ニーズへの対応を向上させ、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できます。また、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業においても両社の高い技術力とビジネス基盤を活用することにより、医用画像システムのネットワーク化等の顧客ニーズへの対応を実現し、新たな事業展開を行い、業容の拡大並びに業績の改善を図れるものと考えております。

以上の理由により、上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらし、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の向上につながることを期待されます。また、当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、前述の資金使途を前提とした本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断いたしました。なお、後述の「9. 企業行動規範上の手続き」に記載のとおり、希薄化率が 25%以上になることから、今回の資金調達はこの判断については、第三者機関であるアップル法律事務所(東京都千代田市神田須田町 諸永芳春弁護士)の本第三者割当による資金調達には必要性及び相当性が認められる旨の意見書を取得し参考としております。

また、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模につきましては、当社監査役会 3名全員(社外監査役 2名)にも意見を確認しており、当社が上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらし、結果として既存株主にとっても株主価値の向上につながることを期待できることから必要性及び相当性が認められ、合理的であると認められる旨の意見をいただいております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 25 年 12 月 9 日現在)

① 名 称	株式会社インター	
② 所 在 地	東京都中央区日本橋人形町一丁目 5 番 5 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 大貫 日出子	
④ 事 業 内 容	資産運用及び管理に関するコンサルティング業務、コンピュータのソフトウェアの開発・販売及び受託等	
⑤ 資 本 金	1,000 万円	
⑥ 設 立 年 月 日	1997 (平成 9 年) 年 3 月 7 日	
⑦ 発 行 済 株 式 数	200 株	
⑧ 決 算 期	8 月末日	
⑨ 従 業 員 数	4 名	
⑩ 主 要 取 引 先	証券会社	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行	
⑫ 大株主及び持株比率	大貫 憲一 (50.5%)、大貫 聡一郎 (49.5%)	
⑬ 当事会社間の関係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態				(単位：千円)
決算期	平成23年8月期	平成24年8月期	平成25年8月期	
純 資 産	2,768	1,468	4,371	
総 資 産	5,618	6,995	23,347	
1株当たり純資産(円)	13,843	7,340	21,856	
売 上 高	2,617	1,921	10,716	
営 業 利 益	△325	△1,301	5,415	
経 常 利 益	△526	△1,300	1,690	
当 期 純 利 益	△526	△1,300	2,903	
1株当たり当期純利益(円)	△2,631	△6,502	14,515	
1株当たり配当金(円)	—	—	—	

① 名 称	TYインキュベーション合同会社		
② 所 在 地	東京都港区六本木四丁目2番45号		
③ 代表者の役職・氏名	代表社員 吉岡 豊司		
④ 事 業 内 容	投資業及び株式の売買・保有、金融・経営・投資・資産運用に関するコンサルティング業務等		
⑤ 資 本 金	1万円		
⑥ 設 立 年 月 日	2013(平成25年)年8月23日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	1株		
⑧ 決 算 期	3月末日		
⑨ 従 業 員 数	1名		
⑩ 主 要 取 引 先	証券会社		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	吉岡 豊司 (100.0%)		
⑬ 当事会社間の関係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	提出日現在、設立第1期目の期中であるため、該当事項はありません。		

(平成25年12月9日現在)

① 名 称	株式会社フードアドレス		
② 所 在 地	東京都目黒区中目黒三丁目6番5号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 室崎 憲昭		
④ 事 業 内 容	システム・ソフトウェア開発及び販売、データセンター・クラウドサービスの運用		
⑤ 資 本 金	2,000万円		
⑥ 設 立 年 月 日	2010(平成22年)年9月1日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	400株		
⑧ 決 算 期	3月末日		
⑨ 従 業 員 数	4名		

⑩ 主要取引先	東芝テック(株)、NECインフロンティア(株)、エスアイアイ・データサービス(株)			
⑪ 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行			
⑫ 大株主及び持株比率	室崎 憲昭 (100.0%)			
⑬ 当事会社間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：千円)			
	決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
	純資産	20,214	20,836	22,520
	総資産	26,552	58,164	65,185
	1株当たり純資産(円)	50,536	52,091	56,302
	売上高	8,331	136,597	179,182
	営業利益	435	1,139	4,331
	経常利益	435	1,328	4,023
	当期純利益	214	621	1,684
	1株当たり当期純利益(円)	536	1,544	4,210
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

(平成25年12月9日現在)

① 氏名	清水 和彦	
② 住所	愛媛県松山市	
③ 職業の内容	勤務先の名称	ティー・エム・ワイテクノ株式会社
	所在地	愛媛県松山市堀江町甲 863 番地 8
	役職	取締役
	事業の概要	環境公害対策に関するコンサルティング業務等
④ 上場会社と当該個人との関係	当社と当該個人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

(平成25年12月9日現在)

① 名称	N. D. C INVESTMENT PTE. LTD.
② 所在地	24 Raffles Place, #25-04, Clifford Centre SINGAPORE
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 黒澤 明宏
④ 事業内容	投資業
⑤ 資本金	228万4,365シンガポールドル
⑥ 設立年月日	1997年4月15日
⑦ 発行済株式数	1,932,500株
⑧ 決算期	3月末日
⑨ 従業員数	3名
⑩ 主要取引先	証券会社及び保険会社
⑪ 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行
⑫ 大株主及び持株比率	橘 祐司 (82.8%)、松原 浩 (11.9%)、朝日生命保険相互会社 (3.9%)、SMB C日興証券株式会社 (1.4%)

⑬ 当事会社間の関係	資本関係	当該割当予定先の100%子会社であるGreenfields Holdings Limited (カストディアン MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS) は、当社の株式を直接保有する筆頭株主 (持分比率 32.16%) であるシスウェーブ HD の株式を 11.86% 保有しております。また、当該割当予定先の主たる出資者である橋 祐司氏はシスウェーブ HD の株式を 1.50% 保有する株式会社 N&M マネジメントの代表者であります。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円)			
決算期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
純 資 産	412,691	396,010	393,221
総 資 産	422,826	400,126	404,344
1 株当たり純資産(円)	214	204	203
売 上 高	65,859	51,403	96,053
営 業 利 益	4,779	△29,910	△5,288
経 常 利 益	4,779	△29,910	△5,288
当 期 純 利 益	5,028	△29,910	△3,613
1 株当たり当期純利益(円)	3	△15	△2
1 株当たり配当金(円)	2	—	52

※各割当予定先につきましては、ヒアリングにより確認を行うとともに、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次)に依頼して調査を行い、割当先、役員、および主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社グループは、グラフィックス関連事業、組込ソリューション関連事業を主業務としており、グラフィックス関連事業において医用及び航空管制等の特定用途向けの産業用グラフィックス事業に経営資源を集中するとともに、当面の多様な組込機器への事業展開、さらに、将来的に予想される組込機器のネットワーク化等システム全体の顧客ニーズへの対応を図るため、平成 24 年 11 月に連結子会社化したソア一社による組込ソリューション関連事業を当社グループの新たな事業領域として展開しております。

しかしながら、当社グループは、平成 14 年 3 月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第 2 四半期連結累計期間においても四半期純損失 111,990 千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおります。

割当予定先の選定にあたっては、前述の当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分ご理解いただき、当該資金調達に賛同いただける機関投資家からの資金調達を中心に検討いたしました。

その中で、当社顧問弁護士である二重橋法律事務所 川村一博弁護士に経営相談を行っていた際に、割当予定先についても、相談を行っていたところ、本年 10 月、財務アドバイザーとして、株式会社 ADCC-FAS の紹介を受けました。

その結果、株式会社 ADCC-FAS より、割当候補先として投資先 4 社 (N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社 インター、TY インキュベーション 合同会社 及び 株式会社 フードアドレス) 及び 1 名 (清水和彦氏) の紹介を頂き、並びに、同社が反社会的勢力等とのつながりないことを前提として、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結致しました。

そして、当社は、上記候補先と最終的な面談ならびに資産の調査、反社調査などを行ったうえ、当該資金調達に賛同いただいた上記候補先を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。

なお、新株予約権の割当予定先として N.D.C INVESTMENT PTE. LTD. を選定いたしましたのは、同社の全額新株式による引受は難しいとしながらも、随時行使することができる新株予約権の割合を高くした引受であれば、引受けが可能であるという割当予定先の意向を踏まえ、当社としても新株予約権の行使が、株価が上昇した場合にのみ段階的に実施され、一度に大量の新株を発行しないため、新株発行による既存株式の希薄化が軽減される点で優位性があると判断したことによりです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先である N. D. C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレスの各社の代表取締役及び清水和彦氏と個別に面談を行いました。面談において当社の経営方針と、今後の医用グラフィックス事業、アミューズメント関連事業、航空管制プロダクト事業等の事業展開につきご説明申し上げました。特に高齢化が進む現代におきまして、医療費負担も年々増加する中で当社医用グラフィックス事業につきましては、納品運用先が国立がん研究センター、国立大学病院をはじめ、地域医療の現場まで幅広く納品実績があり、当社製品を通じて医療業界への直接参入としての社会貢献度も高いこと、さらには、併行して展開する航空管制プロダクトにつきましても、当社製品が最終的に国土交通省で運用がなされていることも非常に高い評価をいただきました。さらに当社が展開します医用プロダクト、航空管制プロダクト共にどちらも人命にかかわる現場での運用であり、品質における内容と精度は極めて高度なものを要求されている中で、当社は継続して製品提供を行い採用され続けている実績があります。上述の説明を面談時に行い、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレス及び清水和彦氏からご理解とご賛同を得られました。よって、今回の本第三者割当による新株式発行により取得した当社株式につきましては、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD.、株式会社インター、TYインキュベーション合同会社、株式会社フードアドレス及び清水和彦氏、その全てが中長期の保有方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを口頭にて確認しております。また、新株予約権の割当予定先である N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. より、新株予約権の権利行使の方針は、基本的には、株価が権利行使価額を上回っている状況において、随時権利行使を行い、また、新株予約権行使により取得した当社株式については新株式の発行により取得した当社株式と同様に中長期の保有方針である旨の説明を口頭にて受けております。

なお、当社は、各割当予定先との間において、割当新株式について、払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、各割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることを次のとおり確認いたしました。株式会社インターについては、払込金額 50,000 千円に要する資金の内訳は、自己資金 25,000 千円及び借入金 25,000 千円（借入先：佐藤満氏、東京都新宿区北町、自営業 借入日：平成 25 年 12 月 5 日 株式会社インターの大貫代表が自己資金として 25,000 千円の準備があることで残額の貸付につき承認されました。）であり、預金通帳にて確認した自己資金としての 25,000 千円につきましては、現預金として 5,000 千円、有価証券売却による資金としまして 20,000 千円と聞き及んでおり、現預金につきましては、銀行口座に入金せず手元で保管していた旨を大貫代表から口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の出所に関する裏付資料の確認はできておりません。なお、有価証券売却に関する証憑類に関しましても、現時点では確認ができておりません。TYインキュベーション合同会社については、払込金額 50,000 千円に要する資金の全額を石田智子氏（東京都港区北青山 3 丁目、歯科医）より借入れ（借入日：平成 25 年 12 月 3 日 貸付経緯：吉岡氏との交流を通して人物像を高く評価されているため）であり、金銭消費貸借契約書の写し及び借入金入金口座の預金通帳の写しにて確認しております。株式会社フードアドレスについては、払込金額 50,000 千円に要する資金の内訳は、自己資金として 15,000 千円及び代表取締役 室崎 憲昭氏の実父（東京都世田谷区玉川、無職）からの借入金として 35,000 千円（貸付経緯：親子間による資金援助）であり、預金残高を預金通帳の写し及び銀行の預金残高証明書にて確認しております。なお、当該借入金については、親子間のため特段の契約締結はなく、返済条件についても定めておりません。また、清水和彦氏につきましては、預金通帳にて資金の確認をおこないました。払込金額としまして銀行口座から出金した 20,000 千円、手元保管金としまして 30,000 千円と口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の出所に関わる裏付資料の確認はできておりません。

なお、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. については、本第三者割当増資に係る払込みのうち、新株式の払込み及び新株予約権への払込みに十分な現預金を保有していることについて、預金残高を銀行の残高証明及び預金通帳の写しにより確認し、また、新株予約権行使による払込みに必要な資金 69,930 千円について、全額については確認できなかったものの、その一部 50,000 千円は預金残高を銀行の残高証明及び預金通帳の写しにより確認し、また、同社の過去及び直近の入出金の確認から常に銀行口座に余裕資金があること、さらに同社はシンガポールにおける法律に基づいて適法適正な営業活動を行っている実績もあり、新株予約権は随時行使する予定のため、現在有する現預金と今後の同社の事業により取得した資金で十分に充当できるものと判断しております。

なお、現時点で証憑類が確認できていないもの等につきましては、今後速やかに確認をする予定であり、万が一当社の認識と異なる事実が判明しましたら、直ちに公表します。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、各割当予定先との間において、本第三者割当に基づいて取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 9 月 30 日現在）	割当後 （新株予約権行使前）	割当後 （全ての新株予約権行使後）
(株)シスウェブホールディングス 32.16%	(株)シスウェブホールディングス 26.31%	(株)シスウェブホールディングス 24.93%
最上 剛 2.10%	株式会社インター 3.96%	N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. 7.49%
飯塚 仁志 1.58%	T Y インキュベーション合同会社 3.96%	株式会社インター 3.75%
藤田 浩介 1.45%	(株)フードアドレス 3.96%	T Y インキュベーション合同会社 3.75%
日本証券金融(株) 1.33%	清水 和彦 3.96%	(株)フードアドレス 3.75%
粟生 典子 1.22%	N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. 2.36%	清水 和彦 3.75%
江澤 三保子 1.17%	最上 剛 1.72%	最上 剛 1.63%
逢坂 登 1.13%	飯塚 仁志 1.29%	飯塚 仁志 1.22%
GMOクリック証券(株) 1.04%	藤田 浩介 1.19%	藤田 浩介 1.13%
カブドットコム証券(株) 1.02%	日本証券金融(株) 1.09%	日本証券金融(株) 1.03%

8. 今後の見通し

本資金調達のための資金使途である上武の株式の取得により、平成 26 年 3 月期第 3 四半期連結会計期間から上武は連結子会社となる予定です。当該連結子会社が平成 26 年 3 月期の当社の連結業績に与える影響については、現在精査中であり、確定次第速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が 25%以上になることから、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、坂朋法律事務所から平成 25 年 12 月 5 日に本第三者割当の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手する予定でしたが、割当予定先と協議をしていた本新株式の発行価額 21,000 円に対し、平成 25 年 12 月 5 日の当社普通株式の終値では 10%以上の乖離が生じており、坂朋法律事務所より平成 25 年 12 月 5 日に意見書を提出することが時間的に困難である旨の連絡を受け、取締役会決議日の前日である平成 25 年 12 月 5 日においてさらなる株価上昇の恐れがあったため、急遽、相談を開始した当社顧問弁護士からの紹介である第三者機関であるアップル法律事務所より、平成 25 年 12 月 6 日付で本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見をj得ております。

①必要性について

以下の理由により、本第三者割当での必要性が認められるとの意見をj得ています。

当社グループは、平成 14 年 3 月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第 2 四半期連結累計期間においても四半期純損失 111,990 千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組むことが急務であることが認められる。

そうした状況下、当社が、早期の収益基盤の確立と更なる事業規模の拡大を図るため、当社及び当社が既に子会社化しているソアー社が有する技術力・ノウハウと親和性がある技術力・ノウハウを有する企業を子会社化し協業していくことは、当社にとって非常に有益である。そして、上武は、主要顧客である NTT グループに対してシステム開発事業、システムエンジニアリング事業等を営んでいることから、これらの分野における上武とソアー社の技術的親和性は高く、両社が協業することにより、上武の主要顧客である NTT グループをはじめとした顧客ニーズへの対応を向上させ、今後更なる事業規模の拡大が図れることが期待できるといえる。また、当社は、当社の展開する医用及び航空管制等の産業用グラフィックス事業においても両社の高い技術力とビジネス基盤を活用することにより、医用画像システムのネットワーク化等の顧客ニーズへの対応を実現し、新たな事業展開を行い、業容の拡大並びに業績の改善を図れるというシナジー効果が見込まれるものである。したがって、当社が上武を子会社化することは、当社グループの「収益基盤の確立と強化」及び「新規事業の開拓」に非常に有益なものと認められ、その判断は合理的かつ必要な判断であるといえる。

また、当社の「財務体質の改善」を図ることも急務であり、上武を子会社化するための資金調達は当社の財務体質を悪化させるものであってはならず、その点本第三者割当は、当社の財務体質改善に資するものであり、より迅速かつ確実な資金調達のために第三者割当を採用して資金調達を行うことは当社の経営基盤強化にとって必要な判断であるといえることができる。

以上のとおり、本第三者割当を行うことは、当社の早期の収益基盤の確立と財務体質の改善を図ることを目的とした資金用途に対する非常に有効な資金調達の方法であると考えられ、また、本第三者割当で調達した資金により上武を子会社化することは、当社グループの事業規模の拡大が期待され、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと合理的に見込めるものであり、当社にとって本第三者割当は必要なものであったと認められる。

したがって、当社には、本第三者割当により上武を子会社化するのに必要な資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

②相当性について

以下の理由により、本第三者割当ての相当性が認められるとの意見を得ています。

(ア) 本第三者割当の適法性について

本第三者割当による新株式の発行価額は、各割当先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 25 年 12 月 6 日の東京証券取引所マザーズ市場における貴社普通株式の終値 23,330 円を基準に 21,000 円と決定された。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠している。

そして、上場株式等市場価格のある株式の第三者割当が、発行決議の直前営業日の終値に 0.9 を乗じた金額を発行価額の上限とするという上記指針に準拠した条件で行われる場合、当該終値が異常な事実の影響を受けて形成されたなどの特別の事情がない限り、当該第三者割当は、「特に有利な金額」によるものでないと一般に解釈されている。そして、本件第三者割当において、上記のような特別の事情は存在しないことから、本件増資に係る新株式の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、本件増資は有利発行による第三者割当には該当しない。

また、本第三者割当による新株予約権の払込金額及び行使価額は、独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティングにより算定されており、その評価算定結果や本新株予約権の発行条件、その他本新株予約権の価値に影響を与える諸条件に鑑みて、その条件設定に特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたとは疑わせる事情は認められない。

そして、本新株予約権の発行価額は 1 株当たり 270 円とされており、これはエースターコンサルティングの算定した新株予約権の公正評価額 269.55 円を上回っていることから「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

また、その他、本第三者割当の発行の違法性に疑義を生じさせる事情は見当たらない。

(イ) 本第三者割当を選択することの相当性について

上武を子会社化するのに必要な資金を調達する方法としては、本第三者割当以外に、借入、社債発行等の方法が考えられる。このうち、借入、社債発行等のデット・ファイナンスについては、当社の財務状況からこれ以上の財務体質を悪化させるものではあってはならず、慎重な判断が求められる。この点に関しては、平成 14 年 3 月期から継続して当期純損失を計上している当社にとっては、銀行借入や社債の発行は容易ではないことが認められる。したがって、デット・ファイナンスの選択肢は現実的ではないといえる。次に、公募による新株発行の方法が考えられる。しかし、近年当社普通株式の売買高の少なさから考えると、この方法で円滑かつ確実な資金調達を行うことは困難な状況であるといえる。このように、他の資金調達方法との比較においては、本第三者割当がもっとも有効かつ確実な資金調達を可能とするのであり、本第三者割当が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められるというべきであり、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

また、割当予定先の選定にあたっては、当社顧問弁護士から紹介された外部の専門家である ADCC-FAS から候補先の紹介を受け、紹介を受けた候補先とは面談を行い、同時に資産の調査、反社調査などを行ったうえで、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金用途について十分理解をし、本第三者割当に賛同してもらえる候補先を本第三者割当の割当予定先に決定したというものであり、割当先の選定について不合理な選定が行われたと推認させる事情は見当たらない。

(ウ) 本第三者割当の発行条件の相当性について

本第三者割当の発行条件は、新株式については独立した当事者による適正な交渉の結果、定められたものであり、かつ日本証券業協会の指針に則って算定されたものといえ、その相当性が認められる。

また、本新株予約権の発行価額及び行使価額についても、当社は、アドバイザーとして任命した独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティングによる本新株予約権の評価の試算結果を参考に決定している。また、上述のとおりその他本新株予約権の諸条件についても、特段不合理な点は認められず、エースターコンサルティングの算定が恣意的になされたとは疑わせる事情は認められない。さらに、本新株予約権の発行価額は 1 株当たり 270 円とされて

おり、これはエースターコンサルティングの算定した新株予約権の公正評価額 269.55 円を上回る発行価額で新株予約権の払込みが行われることから、この点は当社に有利な点と言える。したがって、本新株予約権の発行条件については、その相当性が認められる。

また、当社普通株式の希薄化については、本第三者割当による本新株式による新株式発行数 10,940 株及び本新株予約権の目的である株式の総数 3,330 株を合わせた 14,270 株に対する議決権数は 14,270 個となり、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数 49,187 株の 29.01%、総議決権数は 49,186 個の 29.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになる。

しかしながら、当社グループは、上述のように継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおり、今般、当社が上武の株式を取得し連結子会社化することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらし、結果として既存株主にとっても株主価値の向上につながることを期待できると考えられる。これらの点を考慮すると、当社普通株式の希薄化の規模は、本第三者割当の目的及び必要性並びに当社が現状置かれている状況に照らして合理的であるものと認められ、それを覆すに足る特段の事情は認められない。

上記の点を総合的に考慮すると、本第三者割当の発行条件について、その相当性が認められる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	2,505,172千円	163,026千円	187,317千円
営業利益	△331,138千円	△226,963千円	△174,493千円
経常利益	△518,088千円	△237,980千円	△186,278千円
当期純利益	△414,037千円	△263,904千円	△331,949千円
1株当たり当期純利益	△10,052円87銭	△5,812円64銭	△6,797円32銭
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産（注）	27,297円13銭	—	15,280円18銭

（注）平成24年3月期の「1株当たり純資産」については、連結会計年度末において連結子会社が存在せず連結貸借対照表を作成していないため、記載しておりません。

(2) 現時点における発行済み株式数及び潜在株式数の状況（平成25年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	49,187株	100.00%
現時点の転換価格（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価格（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価格（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	51,700円	12,620円	13,600円
高 値	61,200円	36,400円	25,000円
安 値	9,800円	9,650円	8,650円
終 値	12,080円	13,190円	14,100円

②最近6ヶ月の状況

	平成25年 6月	平成25年 7月	平成25年 8月	平成25年 9月	平成25年 10月	平成25年 11月
始 値	20,750 円	19,980 円	20,050 円	19,000 円	20,260 円	22,520 円
高 値	22,900 円	26,990 円	23,520 円	25,940 円	25,000 円	22,530 円
安 値	15,850 円	17,550 円	18,150 円	18,910 円	19,250 円	20,450 円
終 値	19,350 円	20,200 円	19,580 円	20,200 円	22,920 円	21,500 円

③発行決議日の直前営業日における株価

	平成25年12月6日
始 値	24,580 円
高 値	24,880 円
安 値	22,500 円
終 値	23,330 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
・第三者割当増資

払込期日	平成24年4月17日
調達資金の額	103,600,000 円
発行価額	1株につき 12,950 円
募集時における発行済株式数	41,187 株
当該募集による発行株式数	8,000 株
募集後における発行済株式数	49,187 株
割当先	株式会社ソリトンシステムズ
発行時における当初の資金用途	研究開発費（医用画像システムのネットワーク化への対応、組込み画像表示機器への対応等）
発行時における支出予定時期	平成24年4月～平成25年3月
現時点における充当状況	全額充当済み

11. 発行要領

(別紙1)

新株式 (第三者割当)

発行要項

- | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|-------|---------|-----------------|---------|----------|---------|-------|---------|----------------------------|---------|
| 1. 発行する募集株式の数 | 普通株式 10,940 株 | | | | | | | | | | |
| 2. 募集株式の割当方法 | 第三者割当の方法により、次の者から申し込みがあることを条件に、次の者に以下のとおり割当てる。
<table><tbody><tr><td>㈱インター</td><td>2,380 株</td></tr><tr><td>TYインキュベーション合同会社</td><td>2,380 株</td></tr><tr><td>㈱フードアドレス</td><td>2,380 株</td></tr><tr><td>清水 和彦</td><td>2,380 株</td></tr><tr><td>N.D.C INVESTMENT PTE. LTD.</td><td>1,420 株</td></tr></tbody></table> | ㈱インター | 2,380 株 | TYインキュベーション合同会社 | 2,380 株 | ㈱フードアドレス | 2,380 株 | 清水 和彦 | 2,380 株 | N.D.C INVESTMENT PTE. LTD. | 1,420 株 |
| ㈱インター | 2,380 株 | | | | | | | | | | |
| TYインキュベーション合同会社 | 2,380 株 | | | | | | | | | | |
| ㈱フードアドレス | 2,380 株 | | | | | | | | | | |
| 清水 和彦 | 2,380 株 | | | | | | | | | | |
| N.D.C INVESTMENT PTE. LTD. | 1,420 株 | | | | | | | | | | |
| 3. 募集株式の払込金額 | 1株につき 金 21,000 円 (合計金 229,740,000 円) | | | | | | | | | | |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 114,870,000 円
増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | | | | | | | | | | |
| 5. 申込期間 | 平成 25 年 12 月 25 日 | | | | | | | | | | |
| 6. 払込期日 | 平成 25 年 12 月 25 日 | | | | | | | | | | |
| 7. その他 | 前各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生しており、当該効力が停止していないことを条件とする。 | | | | | | | | | | |

(別紙2)

第1回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の目的となる株式の種類 株式会社リアルビジョン 普通株式
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 70,829,100 円
3. 申込期間 平成 25 年 12 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 12 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 3,330 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は 1 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額(同第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{株式割当} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価格}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額(同第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、21,000円とする。但し行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。

(3) 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \left[\frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right]}{\left[\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数} \right]}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行

使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所マザーズ市場（取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金 270 円

9. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」欄記載の対象株式数で除した数とする。

(2) 新株予約権の行使により株式発行の場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

10. 本新株予約権の行使期間

平成25年12月25日から平成27年12月24日までとする。ただし、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

11. 本新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社リアルビジョン 管理部

(2) 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません

(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜駅前支店 神奈川県横浜市西区北幸1-1-20

12. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。

13. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金270円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。

以 上